北秋田市告示第136号の３

北秋田市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の障害の重度化、高齢化及び「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「指針」という。）に基づく、地域生活支援拠点等事業（以下「拠点事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この告示において「地域生活支援拠点等」とは、指針第一の二の３に規定する地域生活支援拠点等をいう。

３　この告示において「緊急時」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、大規模災害に起因する場合は緊急時の対象としない。

（１）　障がい者等の介護者が死亡した場合

（２）　障がい者等の介護者が疾病に罹患し、又は受傷することにより、当該障がい者等の介護ができなくなった場合（緊急時対応を実施する日の３日前までに本号に該当することが分かっていた場合を除く。）

（３）　火災等により、障がい者等がその居住する住居で生活することができなくなった場合

（４） 障がい者等が虐待を受け、当該障がい者等の生命、身体又は健康に対する急迫の危険がある場合

（５） その他市長が緊急に障がい者等の受入れを行うことが必要と認める場合

（拠点事業の内容）

第３条 拠点事業の内容は、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

（１） 相談 緊急時の支援が見込めない世帯について、事前に把握・登録をした上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

（２） 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れと医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３） 体験の機会・場 病院・障害者支援施設等からの地域移行や親元からの自立等にあたり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

（４） 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（５） 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（実施主体）

第４条 拠点事業の実施主体は、北秋田市（以下「本市」という。）とする。ただし、市長は、拠点事業の全部又は一部について、これを適切に実施することができると認められる事業者等に担わせることができる。

（１） 法第 29 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者

（２） 法第 29 条第１項の規定による指定障害者支援施設

（３） 法第 51 条の 14 第１項に規定する指定一般相談支援事業者

（４） 法第 51 条の 17 第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

（５） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者

（６） 児童福祉法第 24 条の 26 第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者

（７） 法第 77 条の２第２項に規定する基幹相談支援センター

（対象者）

第５条　拠点事業の対象者は、次に掲げるものとする。

（１） 本市の圏域内に住所を有する障がい者等

（２） 本市の圏域内に住所を有しない障がい者等であって、本市が支援の実施主体となるもの

（３） その他市長が特に必要と認める者

（拠点事業所の登録等）

第６条　第３条に掲げる機能を担おうとする事業者は、北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第１号）に、拠点事業の機能を担う事業所であることを規定した運営規程の写しを添えて、市長に申請するものとする。

２　市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書（様式第２号）により、申請者へ通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により拠点事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、当該事業所の名称、所在地、連絡先、担う拠点事業の機能等の公表を行うものとする。

４　登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第３号）に変更後の運営規程の写しを添えて、市長に提出するものとする。

５　登録事業者は、当該登録を廃止又は休止するときはその１か月前までに、再開したときは再開後 10 日以内に、北秋田市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止）・再開届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（記録の整備等）

第７条　登録事業者は、実施した支援の内容の記録を整備し、５年間保存するとともに、市長から当該記録の求めがあった場合には、これを提出しなければならない。

（拠点機能事業者の責務）

第８条　登録事業者が、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定をするときは、その趣旨

や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

２　登録事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（拠点事業所の登録の取消し等）

第９条　市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業所に係る登録を取り消すことができる。

（１）　拠点事業所が第３条各号に掲げるいずれの機能を有しなくなったとき。

（２）　拠点事業所が第７条に規定する記録の提出を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき。

２　市長は、前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（その他）

第 10 条　この告示に定めるもののほか、拠点事業の実施に関し必要な事項は、北秋田市障がい児・者総合支援協議会設置要綱（平成 29 年北秋田市告示第 91 号）に規定する北秋田市障がい児・者総合支援協議会による協議を踏まえ、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年　　月　　日

（宛先）北秋田市長　様

申請者　所 在 地
法 人 名
事業者名
代表者名

北秋田市地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録を申請します。

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所の電話番号等	電話番号 FAX 番号 E-mail
事業所番号	
地域生活支援拠点として担う機能	□①相談　□④緊急時の受入れ・対応 □②体験の機会・場　□⑤専門的人材の確保・養成 □③地域の体制づくり
担う機能に関する具体的な内容	
対象者の送迎 （緊急時の受入れ・対応事業所のみ）	日中　（平日）□可　□不可　（土日）□可　□不可 夜間　（平日）□可　□不可　（土日）□可　□不可

※添付書類：運営規程（地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能を明記していること。）

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北秋田市長

北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書

　　年　月　日付けで申請があった北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録申請について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所番号	
決定（却下）	□決定　　□却下
却下の理由	
地域生活支援拠点として登録した機能	□①相談　　□④緊急時の受入れ・対応 □②体験の機会・場　　□⑤専門的人材の確保・養成 □③地域の体制づくり
登録年月日	年　　月　　日

様式第３号（第６条関係）

北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年　　月　　日

（宛先）北秋田市長　様

届出者　所 在 地
法 人 名
事業者名
代表者名

次のとおり北秋田市地域生活支援拠点等事業の登録内容を変更したので届け出します。

事　業　所　の　名　称		
事 業 の 種 類		
変更があった事項	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年　　月　　日	

※添付書類：地域生活支援拠点として担う機能が変更となったときは運営規程（変更後の地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能を明記していること。）

※変更後１０日以内に届け出してください。

様式第４号（第６条関係）

北秋田市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止）・再開届出書

年　　月　　日

（宛先）北秋田市長　様

申請者　所 在 地
法 人 名
事業者名
代表者名

北秋田市地域生活支援拠点等事業を廃止（休止）・再開しますので、届け出します。

届出の種類	廃止　　休止　　再開 ※該当する届出に○をつけてください。
事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所番号	
地域生活支援拠点として担う機能のうち、廃止（休止）・再開するもの	□ 相談 □ 緊急時の受入れ・対応 □ 体験の機会・場 □ 専門的人材の確保・養成 □ 地域の体制づくり
廃止（休止）再開日	

※廃止又は休止するときは、廃止・休止日の１か月前までに届出すること。
※再開するときは、再開日の１０日前までに届出すること。

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北秋田市長

北秋田市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

北秋田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第９条の規定に基づき、次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
取消年月日	年　　月　　日
取消理由	

様式第６号（第６条関係）

地域生活支援拠点登録事業所リスト

事業所番号	事業の種類	事業所名	所在地	電話番号	登録日	担う機能（※）					備考
						①	②	③	④	⑤	

（※）①相談　②緊急時の受入・対応　③体験の機会・場　④専門的人材の確保・育成　⑤地域の体制づくり